

日田市総合体育館 施設使用料及び設備使用料

平成26年4月1日～

(1) 施設使用料

体 育 室	全 部 使 用	入場料金等を 徴収しない場合	一 般 1時間につき	1,330 円	1 「児童・生徒」とは、 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童 及びこれらに準ずる者をいう。 2 「その他」とは、 アマチュアスポーツ(日本体育協会アマチュア規定に 基づくものをいう。)以外に使用する場合をいう。 3 「その他」の場合で、営利を目的とする使用の場合 は、この表の金額に次の額を加算する。 ①入場料金を徴収しない場合は、この表の 金額の10割に相当する額 ②入場料金等を徴収する場合は、最高入場料の 100倍に相当する額
			児童・生徒 1時間につき	660 円	
			そ の 他 1時間につき	6,680 円	
	入場料金等を 徴収する場合	一 般 1時間につき	2,670 円		
		児童・生徒 1時間につき	1,330 円		
		そ の 他 1時間につき	13,370 円		

(3) 一部使用料(1時間につき)

区 分		使 用 料	
体 育 室	バスケットボール	1/2 面	660 円
	ハレーホール	1/3 面	440 円
	ハートミントン	1/10 面	130 円
	ソフトハレー		
卓 球			

(4) -1 個人使用料

区 分	使 用 料
武 道 場	1人1回につき 使用時間は2時間 110 円

(4) -1 団体使用料

武 道 場	430 円
-------	-------

(5) 会議室使用料(1時間につき)

区 分	使 用 料
研 修 室 (16人)	210 円
視聴覚室 (50人)	320 円
文化教養室 (16畳)	210 円

(8) 冷暖房使用料(1時間につき)

区 分	使 用 料
研 修 室	200 円
視 聴 覚 室	310 円
文 化 教 養 室	200 円

(2) 照明設備使用料

区 分		使 用 料			
照 明 設 備	体 育 室	1灯 1時間につき	40 円	30分	20 円
	武 道 場	全灯 1時間につき	300 円	30分	150 円
		半灯 1時間につき	160 円	30分	80 円
冷 暖 房 設 備	体 育 室	1時間につき	26,210 円		
電 源 装 置	体 育 室	1キロW1時間につき	110 円		

市外 利用者

徴収金額の1.5倍

10円未満は切捨てとする。